

若桜町森林整備計画

樹立年月日 令和 4年 3月 31日
変更年月日（第1回） 令和 6年 3月 29日

計画期間 { 自 令和 4年 4月 1日
至 令和14年 3月 31日

鳥取県 若桜町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・ 9
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・ 10
- 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4 公益的機能別施業森林等の森林の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法・・・・ 11
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	14
4	森林の経営管理制度の活用に関する事項	14
5	その他必要な事項	14

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	15
4	その他必要な事項	15

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	15
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	16
3	作業路網の整備に関する事項	16
4	その他必要な事項	18

第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20

III 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
2	その他必要な事項	22

第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	22
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	22
3	林野火災の予防の方法	23
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23

IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	23
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	23
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	23
4	その他必要な事項	23
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	24
2	生活環境の整備に関する事項	24
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	25
5	住民参加による森林の整備に関する事項	25
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	26
7	その他必要な事項	26
	別表 1	27
	別表 2	28
	別表 3	28

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は鳥取県の南東部に位置し、兵庫県と岡山県に接しており、周囲を中国山地に囲まれ、東部には氷ノ山那岐山国定公園を代表する標高 1,510mの氷ノ山をはじめ、北部の扇ノ山から南部の三室山、西部の町境に位置する東山^{とうせん}へと 1,000m級の山々が連なっている。

これらの山並みを源とする八東川が町の南北を流れ、本流及びその支流沿いに集落が形成され、隣接して農地が広がっている。

氷ノ山の中腹に広がる眷米地区では、宿泊研究施設、自然体験施設、スポーツ施設等を核とした「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」が整備され、従来の冬季のスキー・スノーボードと併せて通年にわたる鳥取県東部の森林レクリエーションの拠点として交流人口の増大につながっている。

本町の森林は、林業地「若桜」を代表し、積極的な林業生産活動が期待される中高齢のスギ人工林、ナラ類を中心とした落葉広葉樹林などが、里山から奥地の県境、町境にかけてほぼ町土を覆うように分布し、谷々の優れた景観と相まってコントラストの鮮やかな林相を呈している。

森林面積は町土の約 95%にあたる 18,873ha であり、うち民有林面積は 13,798ha で、スギを中心とした人工林が 7,939ha (58%)、天然林 5,726ha (41%)、その他 133ha (1%) となっており、その蓄積は人工林約 417 万³m³で、再生利用可能な資源として充実しつつあるものの、IX 齢級以上の森林が約 90%を占め、利用伐期に達した森林が多い状況であり、適切な施業の実施が望まれているところである。

近年の林業採算性の悪化や林業労働力の減少・高齢化は、森林所有者等の森林施業への関心や森林に対する投資意欲を減退させ、除伐、間伐、枝打ちの遅れや、主伐の先送り等が顕在化しており、荒廃森林の増加や素材生産量の大幅な減少により森林の整備水準の低下が懸念されている。

このことは、森林の持つ山地災害の防止機能や水源のかん養機能の低下を招く可能性があり、住居や農地などの身近な生活圏が森林と接している多くの住民の安全な生活環境の確保や生活基盤、財産等の保全に大きな影響を及ぼすなど、改善すべき喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、森林所有者や林業事業者に対する適切な森林施業の推進に係る補助制度の啓発や普及を図るとともに、民国連携等による施業コストの低減及び製材工場と連携した木材流通コストの低減、広葉樹資源による原木シイタケや原木マイタケの生産振興及び林地残材や木屑等の木質バイオマス資源の有効活用への取組みも必要である。これらの取組みにより少しでも多くの利益が森林所有者に還元される仕組みを構築し、持続可能な森林経営を実現することが求められている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>
---------	--

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林組合及び林業事業者が、森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進することを支援する。

また、地形に合った機械作業システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

千代川地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して定めた。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本町全域	40年	45年	35年	45年	10年	20年

注) マツとは、アカマツ及びクロマツをいう。

クヌギ、コナラについては、椎茸原木としての利用を勘案して林齢を定めた。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の

幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(1) 皆伐

ア 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

イ 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

エ 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため 11 月から 3 月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次に示す期待径級を目安として定めるものとする。

樹 種	生産目標	期待径級 (cm)
ス ギ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造 作 材	34
ヒ ノ キ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造 作 材	34
マ ツ	一 般 材	18
	梁 桁 材	28
ク ヌ ギ	ほ だ 木	12

(2) 択伐

ア 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

イ 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30パーセント以下(伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40パーセント以下)を基準とすること。

3 その他必要な事項

該当なし。

第2 造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

スギ、ヒノキ、カラマツ、コウヨウザン、ブナ、ミズナラ、コナラ、ケヤキ、トチノキ、クヌギ

注) 苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少な

い苗木の導入に努めること。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽する場合は、県の林業普及指導員又は役場農山村整備課と相談の上、適切な樹種を選択すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は役場農山村整備課に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ ヒノキ マツ	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	1,500	
広葉樹	中仕立て	3,000~4,000	
	疎仕立て	1,500	

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	原則として、雑草木、ササ等の刈り払い及び伐採木の末木枝条の取り除きを行い、植栽予定地内に等高線状に柵積みする。 なお、急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で柵積みを行い、雪崩や山地の崩壊防止に努める。
植付けの方法	苗木の植穴は深めに堀り、根を広げて土と根を馴染ませ掻き出した土を戻す。また、苗木の周りを適度に踏みつけ、乾燥を防ぐため落葉樹で苗木の根元を覆うなど丁寧な植栽に努める。なお、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。
植栽の時期	春植えにおいては苗木の生長が始まる直前の4月~5月、また秋植えにおいては苗木の生長が鈍化する10月中旬~11月中旬とし、標高等を勘案し現地に応じた適期の植え付けに努める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものによっては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。この場合、下刈り等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを目安として、天然力を活用した更新を推進する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、カラマツ、コウヨウザン
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ、ミズナラ、コナラ、ケヤキ、トチノキ、カエデ、ヤマザクラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	天然更新の対象樹種の期待成立本数
アカマツ、カラマツ、コウヨウザン、ブナ、ミズナラ、コナラ、ケヤキ、トチノキ、カエデ、ヤマザクラ等	「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)に定める期待成立本数による

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	天然更新補助作業の標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い、幼稚樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。

芽 か き	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2本残すものとし、それ以外は掻き取ることとする。
-------	---

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、裸地期間を短縮し林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては原則として2年以内とする。天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了基準に基づき、県又は町による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽かき、刈出し、補植等を行い確実な更新を図られるよう努めることとする。

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項

（1）植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

針葉樹人工林については、原則として伐採後は植栽による更新を行うものとする。また、母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲30m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから、天然更新が期待できない森林については、植栽によりの確な更新を確保する。

ただし、道路沿線等の立木及び山林状況等によって、危険防止措置などが必要と判断される場合はこの限りではない。

（2）植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

針葉樹人工林の区域及び母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲30m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから、天然更新が期待できない森林。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（1）造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

スギ、ヒノキ、カラマツ、コウヨウザン、ブナ、ミズナラ、コナラ、ケヤキ、トチノキ、クヌギ

イ 天然更新の場合

天然更新の対象樹種	アカマツ、カラマツ、コウヨウザン
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ、ミズナラ、コナラ、ケヤキ、トチノキ、カエデ、ヤマザクラ等

(2) 生育しうる最大の立木の本数

「天然更新完了基準」（平成 19 年 6 月 18 日付第 200700047753 号鳥取県農林水産部林政課長通知）で定める期待成立本数とし、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）を更新する。

5 その他必要な事項

該当なし。

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他
間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し（樹冠粗密度が 10 分の 8 以上になること）、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う保育の方法であって、材積にかかる伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠粗密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で 10 年、標準伐期齢以上で 15 年、ヒノキの標準伐期齢未満で 10 年、標準伐期齢以上で 20 年とする。

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な間伐方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	大径材	15~20	25~30	35~45	50~60	間伐率は、本数率でおおむね 20~40%とする。ただし、保安林については指定施業要件による。 間伐木の選木は、樹幹距離、樹冠の競合状況、単木的な成長の度合い等を勘案して適切な林分構成となるよう配慮する。
	一般材	15~20	25~35	—	—	
ヒノキ	大径材	15~20	25~30	40~50	60~70	
	一般材	15~20	25~35	—	—	

2 保育の種類別の標準的な方法

樹種	保育の種類	実施年齢																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16~20	21~25	26~30
スギ ヒノキ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△	△									
	雪起こし	←					△									→			
	つる切							←	△	→		←	△	→					
	除伐									←	○	→			←	△	→		
	枝打ち											←		○		→	←	△	→

注) 1 『△』は、必要に応じて実施する。

2 『←』及び『→』は、実施年齢の幅を表す。

- (1) 下刈りは、植栽木が下草の被圧から脱するまで実施し、時期は6～8月頃を目安とする。
- (2) 雪起こしは、樹幹が雪圧の影響を受けず直立出来るまで実施し、毎年消雪後1か月以内を適期とする。
- (3) つる切は、下刈り終了後、蔓の繁茂の状況に応じて実施し、時期は6～8月頃を目安とする。
- (4) 除伐は、造林木の成長を阻害し又は阻害することが予想される侵入木や形質不良木の除去を目的として実施し、時期は10～12月頃を目安とする。
- (5) 枝打ちは、病虫害の発生を予防するとともに、立木の完満度を高め良質材を得るために必要に応じて実施し、時期は立木の成長休止期の11月～12月頃を目安とする。

3 その他必要な事項

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

- (1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、水源かん養維持増進森林という。）

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1に定める。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限（主伐の時期として、標準伐期齢に 10 年を加えた林齢）に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表 2 に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ、コナラ	その他広
	50 年	55 年	45 年	55 年	20 年	30 年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表 1 に定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林という。）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。

イ 森林施業の方法

上記アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、次の伐期齢の下限（主伐の時期として、標準伐期齢をおおむね 2 倍した林齢）に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表 2 に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ、コナラ	その他広
	64年	72年	56年	72年	16年	32年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、木材生産機能維持増進森林という）の区域及び該当区域内における施業の方法

（1）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とし、別表1に定める。

また、当該区域のうち、緩傾斜かつ林道等の距離が近いなど、施業の効率性が特に高い地域について、特に効率的な施業が可能な森林の区域とし、別表1に定める。

（2）森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、人工林の皆伐後は原則として、植栽による確実な更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

（1）施業実施協定の締結の促進方法

施業実施協定の参加を促進するため、講演会及び説明会等を開催し、施業実施協定の制度周知等を図る。

（2）その他

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業体や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲

を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

また、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、町内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。

なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林を一体的な整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

町内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、町、森林組合等の林業事業体が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業体による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

また、国有林、森林総合研究所契約造林地、若桜町有林、私有林が団地的まとまりのある地域においては、森林施業、作業路網を効率的に整備するため、3者と森林所有者及び森林組合等の林業事業体が連携し、低コスト林業を検討するものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあたっては森林組合等の事業体との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。また種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にすること。さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度		
		基幹路網	細部路網	全体
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25~40	50~160	75~200
	架線系 作業システム		0~35	25~75

急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15~25	45~125	60~150
	架線系 作業システム		0~25	15~50
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	—	5~15

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設 / 拡張	種類	(区分)	位置 (大字、林班等)	路線名	延長(km) 及び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5ケ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	糸白見	若桜・江府	0.8km-1箇所	1,877		1	
開設	自動車道	林道	眷米~根安	根安眷米	2.0km-1箇所	1,321		2	
開設	自動車道	林道	諸鹿~赤松	諸鹿角谷	3.2km-1箇所	909		3	
開設	自動車道	林道	吉川	ヘンブ横尾	0.5km-1箇所	511		4	
開設	自動車道	林道	高野	才の木谷	0.4km-1箇所	68		5	
開設	自動車道	林道	長砂	長砂	0.5km-1箇所	29		6	
開設	自動車道	林道	来見野	田ノ原	0.5km-1箇所	38		7	
開設	自動車道	林道	三倉	城山2号	0.9km-1箇所	86		8	
開設	自動車道	林道	湯原	イワラ	0.7km-1箇所	54		9	
開設	自動車道	林道	諸鹿~屋堂羅	諸鹿屋堂羅	0.7km-1箇所	641	○	10	
開設	自動車道	林道	屋堂羅	屋堂羅	1.0km-1箇所	417		11	

開設	自動車道	林道	赤松	横住	0.4km－1箇所	71		12	
開設	自動車道	林道	三倉	弁天谷	0.4km－1箇所	83		13	
開設	自動車道	林道	赤松	落込	0.4km－1箇所	84		14	
開設	自動車道	林道	吉川	江浪峠	3.9km－1箇所	70		15	
開設	自動車道	林業専用道	中原	中江	2.5km－1箇所	152		16	
拡張	改良		吉川	沖ノ山	1.0km－1箇所	2,120	○	17	
拡張	改良		眷米～根安	根安眷米	0.5km－1箇所	1,321		18	
拡張	舗装		眷米～根安	根安眷米	2.3km－2箇所	1,321	○	19	
拡張	改良		岩屋堂	皆込	0.8km－1箇所	510	○	20	
拡張	改良		諸鹿～赤松	諸鹿角谷	1.0km－1箇所	909		21	
拡張	舗装		諸鹿～赤松	諸鹿角谷	4.0km－1箇所	909		22	
拡張	改良		中原	大道中江	2.0km－1箇所	345		23	
拡張	舗装		中原	大宝	1.0km－1箇所	386		24	
拡張	改良		糸白見	アヤシ谷	0.2km－1箇所	59		25	
拡張	舗装		糸白見	アヤシ谷	0.4km－1箇所	59		26	
拡張	改良		中原	大岩谷	0.6km－1箇所	211		27	
拡張	舗装		中原	大岩谷	1.0km－1箇所	211		28	
拡張	改良		中原	大通中江	1.0km－1箇所	3,427		29	
拡張	改良		小船	カジナミ	0.2km－1箇所	159	○	30	
拡張	改良		吉川	小坂谷	0.2km－1箇所	155	○	31	
拡張	改良		吉川	ヒレジ	0.2km－1箇所	88	○	32	
拡張	改良		三倉	西谷	0.2km－1箇所	368	○	33	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

（2）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道等の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

(3) 林産物の搬出方法に関する事項

持続的な林業の確立、山地災害リスクの回避の観点から、立木の伐採・搬出及びそれに伴う集材路・土場の作設の際には、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、現場条件等を勘案した搬出方法とする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の私有林の保有規模は、全森林所有者2,390人のうち1ha未満が1,404人(59%)、1ha以上～3ha未満が512人(21%)、3ha以上～5ha未満が181人(8%)と、5ha未満の森林所有者が88%を占め、小規模・零細な所有構造に偏在しており、林業採算性が低迷しているなか林業のみで生計を維持するのは困難である。

このため、森林施業の共同化等により施業効率の健全化、安定化に努め、林業機械の積極的な導入による作業の合理化・効率化と、林道、作業道等の林内路網の重点的整備により生産コストや労働強度の低減を図ることとする。

また、担い手の育成を支援し、森林組合等の事業体への新規就業者の参入促進を図ることにより体質強化を進め、山林所有者と密着した組織と機能を十分発揮出来るようにするとともに、就労の安定化・近代化、社会保障の完全適用等福利厚生の実充に向け努めるよう指導することとする。

(2) 林業労働者、林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

若年林業労働者等の新規就業者の参入を促進するためには、他産業並の就業条件を確保するとともに、労働強度の軽減や森林施業技術に関する研修の受講を推進することが必要である。

このため、林業労働者の社会保険等への加入の促進、就労施設の整備や研修の実施による技術・技能の向上や、資格取得への支援等を行うこととする。

また、本町の林家等森林所有者の多くは農業を営んでおり、農業担い手の確保は林業担い手の確保へ繋がると考えられることから、林業担い手の確保対策と併せて、

農業担い手組織や集落を単位とした営農組織の育成を図ることとする。

イ 林業後継者等の育成

(ア) 広報活動等により森林・林業への理解者の拡大を図るとともに、若桜町林業研究会の活動に対する支援を通じ、林業後継者等の施業技術の向上及び林業後継者の掘り起こし等、将来の担い手に対する普及・啓発に繋げ、林業後継者等の育成を図ることとする。

(イ) 林業後継者等、森林・林業に携わる者の経営安定に資するため、シイタケやマイタケ等の特用林産物の栽培について、国・県の助成制度も活用し、技術の普及・啓発を行い、地域の特産物化を図ることとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

森林施業の担い手となる林業事業体の体質強化を図るため、施業の集約を推進し、後継就労者の育成と雇用関係の近代化等受託体制の強化に努め、雇用の定着を図ることとする。

また、必要に応じて、森林施業への通年就労機会確保に向け、県及び他の市町村との連携により各林業事業体の広域的な就労調整に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

利用可能な資源として充実しつつある本町の人工林のうち、おおむね 443ha は間伐の必要なⅢ～Ⅶ齢級の森林であり、適期における間伐の着実な実施が強く望まれているところである。また、今後Ⅸ齢級以上の主伐期を迎える人工林及び長伐期施業における間伐が徐々に増加するものと考えられる。

しかしながら、林業採算性の低迷が長期間にわたるとともに、地形的な制約に加え林道、作業道等の林内路網の整備の遅れや施業単位の零細性などにより、高性能林業機械を中心とした機械化の需要はより一層高まっている。

また、林業担い手の大幅な減少と高齢化のなか、労働強度の軽減と生産・作業コストの低減を図り林業採算性の改善を実現するため、地形条件、樹材種等を考慮した適地における機械化を促進することとする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

高性能林業機械の導入については、施業の分散・小規模化といった森林・林業の現況から判断して、広域的な視点では将来導入実現可能と考えられるものの、本計画においては、事業規模等地域に見合った林業機械の導入目標を次のとおりとする。

作業の種類	将 来	
伐倒、造材、集材、搬出	緩傾斜	チェンソー、グラップル、フォワーダ、プロセッサ、ハーベスタ
	急傾斜	チェンソー、グラップル、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、集材機、プロセッサ、ハーベスタ
造林、保育等 (植栽、地拵、下刈り、除伐、枝打ち)	人力、刈払機、枝打機	

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械化の促進方策として、

- ① 地形条件に適応した、人力と機械の効率的な組作業の研究促進
- ② 機械オペレータを養成するための県等の開催する機械研修会等への積極的な参加等を促進し、林業における安全性の確保及び労働強度、生産コストの低減に資することとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町は、鳥取県でも有数のスギ良材を中心とした原木、製材品の産地で長い歴史と伝統を有しているが、林業採算性が低迷するなか森林資源は逐次充実しつつあるものの地元における素材の生産活動は停滞している。

このようななか、若桜木材協同組合（現：株式会社ウッディ若桜）が設立され、平成8年4月、西日本有数の製品生産能力とモルダー、製品乾燥施設等効高付加価値施設を備えた大型製材工場が操業を開始したものの、厳しい経営環境のなか生産量を安定的に増加させるには至っていない。

本製材工場は、本町のみならず千代川流域全体の林業振興のキーワード、流域材の活用拠点となるものであることから、本工場への流域良材の安定供給を図るため、本町においても、林業事業体の体質強化、素材生産業者の育成等を図るとともに、国、県の間伐補助事業・制度の積極的な活用を通じて素材生産量の増大に向けた取り組みを進めることとする。

また、近年の木材の需要構造の変化に伴い乾燥材需要が益々高くなる現状を踏まえ、町内における乾燥材生産量の増大と乾燥工程の効率化と環境への配慮を図るために、関連施設改修を行う必要がある。

本町で生産される特用林産物は主としてシイタケであるが、生産者も少数で規模も小さく、生産量も漸減傾向で推移している。このため、町内に豊富に賦存するナラ良材を活用した原木ほだ木の生産を促進するとともに、経営の合理化及び品質の向上に努め販路の拡大を図ることとする。

さらに、本町の自然環境、風土に着目し、自然食品指向のなか需要の増大が期待される原木マイタケの栽培を継続実施し、地域の特産物として定着するよう振興する。

林産物の流通、加工、販売施設等の整備計画は下記のとおり。

施設の種類	現状（参考）			計 画			備 考
	位置	規 模	対図番号	位置	規 模	対図番号	
木材工業団地	若 桜	原木消費能力 30,000 m ³	△				
同木材乾燥施設	〃	製品乾燥能力 100m ³ / 1回	△				
木材乾燥施設	〃	製品乾燥能力 約 50m ³ / 1回	△				
〃	〃	製品乾燥能力 約 20m ³ / 1回	△				
木材乾燥施設	〃	製品乾燥能力 約 15m ³ / 1回	△				
特用林産物加工施設	糸白見	完熟榎木生産 2,000 個 / 年	△				マイタケ
製材工場等	若桜町内1箇所						

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次のように定める。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等による被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況やニホンジカの生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表 3 に定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、ニホンジカによる被害の防

止に効果を有すると考えられる方法として、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて行うこととし、この鳥獣害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については鳥取県造林事業シカ防護柵標準設計仕様書に準ずるよう設置し、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努め、この被害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携・調整を図ることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤散布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等）、誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、植栽木の被害対策実施箇所への調査・巡回、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集に努めるものとする。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。ナラ枯れ被害については、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術導入も含めた適切な防除方法を検討し、被害の未然防止を図ることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、有識者の意見を聞きつつ、町長の判断により伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

該当なし。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害については、近年増加傾向にある。被害としては、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉への食害、幹や根元部の樹皮の剥

皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び商品価値の低下等の林業被害のほか、ササ等の下層植生の食害等の森林生態系への被害も発生している。

こうした被害の防止に向けては、鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づき、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえ、行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

3 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林管理巡視員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的に該当することとし、若桜町火入れに関する条例に則し行うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。

- ア 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
屋堂羅	131～139	606.85
岸野・高野・三倉・若桜	187～202	1,112.17
香田・浅井・大炊・長砂・湯原	140～142, 166～169	438.00
根安	171～178	573.64
糸白見	179～186	540.61
諸鹿	106～119	1,359.02
赤松	101, 123～130	740.48
来見野	102～105, 120～122	422.21
渕見	143～145, 163～165	462.79
茗荷谷	146, 147, 157～162	506.43
眷米	148～156	469.42
須澄・岩屋堂	301～303, 363, 385, 386, 388～395	922.51
吉川	364～384, 387	1,741.54
中原	304～308, 331～362	2,549.71
大野・小船	309～316, 328～330	724.54
落折	317～327	623.00

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図り、株式会社ウッディ若桜への安定した原木供給体制を整備し、また、若桜材のPR、生産及び流通体制の整備の推進を図り、株式会社ウッディ若桜を中心とした地域振興を目指す。

また、未利用木質資源を活用した木質バイオマス資源の有効利用を図り、観光産業、林業・木材産業及び町民福祉への活用を検討し、町民が健康で住みやすい環境づくりを目指し、地域振興を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

巻米地区周辺の森林については、森林レクリエーションの拠点として「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」が整備されており、特に広葉樹林においては、周辺の自然景観の維持向上と来訪者に対して森林とのふれあいの場を提供するため、国有林と連携し地域の自然植生を代表するブナ、ナラ類等を主体とした育成複層林施業を推進するとともに、自然探勝路、遊歩道等の整備、維持補修等を進めることとする。

また、若桜地区の鶴尾山頂には県指定の史跡「鬼ヶ城」があり、周辺斜面に広がる森林保全整備事業による自然林の造成・改良、管理道、作業道、休憩施設などの整備が行われている。当該地区は、水土保持機能の高度発揮や地域住民等の憩いの場として期待されていることから、施設の適切な維持管理とともにスギ人工林における複層林施業の推進や有用広葉樹の刈り出しなどを行い、森林の機能の維持増進に努めることとする。

なお、広域基幹林道沖の山線沿線のオートキャンプ場から東山一帯を本町西部地域の自然散策等森林レクリエーションの拠点とするため、育成複層林施業の推進や遊歩道等の整備を推進する。

○ 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類の	現 状 (参考)		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
わかさ氷ノ山 自然ふれあいの里	巻 米	<ul style="list-style-type: none"> ・氷ノ山高原の宿「氷太くん」：SRC造3F 4,910㎡ (定員125名の客室、レストラン、会議室、体育館、トレーニングルーム、研修室) ・氷ノ山自然ふれあい館「響きの森」：RC一部 2F 2,700㎡(展示室、ジオラマ、シアター等) ・多目的広場：屋外 7,500㎡ ・テニスコート：クレーコート2面 ・若桜氷ノ山キャンプ場：約5ha(各キャンプサイト98区画、バンガロー10棟等) 	(施設の整備計画特になし。)		▽1

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

地域住民が森林にふれあう機会を提供し、森林・林業の学習や体験活動を支援することで、森林を地域住民で守り育てる意識の醸成を図り、住民参加による森林整備を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

水源地としての森林の重要性について理解を深めるため、流域下流の鳥取市賀露地区との連携により実現した「賀露みなと 21 世紀の森」の整備等の活動を継続し、さらに上下流連携の輪を広め、より多くの住民参加による森林整備の取組みの発展に努め、森林の有する水源かん養等の公益的機能の維持・発揮のため、森林造成・保全の必要性を引き続きPRを行う。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における若桜町森林経営管理事業計画の概要は、下表のとおりである。

また、当該事業計画区域のうち、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 33 条第 2 項に定める複層林施業等を推進すべき森林の区域を別表 2 に定める。

区 域	作業種	面 積	備 考
町内全域	強度間伐、更新伐による針広混交林化等	—	経営管理意向調査を順次実施し、関係権利者の同意が整った箇所から、経営管理権集積計画の公告・縦覧を経て、経営管理権を取得する。権利を取得した森林のうち、経営管理実施権が設定されていない森林について、経営管理事業を実施する。

7 その他必要な事項

該当なし。

【別表 1】 森林施業を推進すべき森林の区域

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		106 ~ 114, 116 ~ 118, 126, 131 ~ 139, 142, 143, 148 ~ 159, 161 ~ 163, 165, 166, 174 ~ 177, 179 ~ 186, 198, 199, 302 ~ 308, 310 ~ 316, 318, 319, 322 ~ 329, 333 ~ 358, 364 ~ 391	9,711.03
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	101, 102, 104, 115, 120 ~ 125, 127, 129, 130, 141, 144 ~ 147, 164, 168, 170 ~ 173, 178, 187 ~ 190, 193, 195, 200, 202, 301, 309, 317, 320, 330, 332, 359~363, 392~395	3,098.24
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		103, 105, 119, 128, 140, 160, 167, 169, 191, 192, 194, 196, 197, 201, 321, 331	913.57
特に効率的な施業が可能な森林		103, 105, 119, 128, 140, 160, 167, 169, 191, 192, 194, 196, 197, 201, 321, 331	

【別表 2】 施業方法別森林の区域

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	106～114, 116～118, 126, 131～139, 142, 143, 148～159, 161～163, 165, 166, 174～177, 179～186, 198, 199, 302～308, 310～316, 318, 319, 322～329, 333～358, 364～391	9, 711. 03
長伐期施業を推進すべき森林	101, 102, 104, 115, 120～125, 127, 129, 130, 141, 144～147, 164, 168, 170～173, 178, 187～190, 193, 195, 200, 202, 301, 309, 317, 320, 330, 332, 359～363, 392～395	3, 098. 24
複層林施業等を推進すべき森林	101, 102, 104, 114, 115, 120, 122, 127, 143～146, 150～153, 156, 159, 171, 172, 188, 190, 195, 200, 305, 306, 313, 316～318, 320, 324, 329, 357, 360～364, 366, 367, 384, 385, 392	198. 29

【別表 3】 鳥獣害防止森林の区域

対象鳥獣の種類	森林の区域 (林班)
ニホンジカ	101～202, 301～395